附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十八年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第一条の改正規定、第二条第一号ロ⑴の改正規定（「修了者（」の下に「当該認定職業訓練が終了した日において六十五歳以上の者及び」を加える部分及び「当該認定職業訓練について、」の下に「それぞれ」を加える部分に限る。）、同⑴にただし書を加える改正規定、同号ロ⑶を同号ロ⑷とする改正規定、同号ロ⑵の改正規定、同号ロ⑵を同号ロ⑶とする改正規定、同号ロ⑴の次に次のように加える改正規定、附則第三条第一項の改正規定（「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める部分に限る。）、附則第三条の三の改正規定及び附則第四条の改正規定（「同⑴ⅰ及びⅱ」を「同⑴ただし書、ⅰ及びⅱ」に改める部分に限る。）は、同年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令（第二条第一号ロ⑴の改正規定（「修了者（」の下に「当該認定職業訓練が終了した日において六十五歳以上の者及び」を加える部分に限る。）に限る。）による改正後の職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則第二条の規定は、平成二十八年四月一日以後に開始された認定職業訓練（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号。以下「法」という。）第四条第二項に規定する認定職業訓練をいう。以下この項及び次項において同じ。）の修了者等の就職率について適用し、同日前に開始された認定職業訓練の修了者等の就職率については、なお従前の例による。

2　この省令（第二条第一号ロ⑴の改正規定（「当該認定職業訓練について、」の下に「それぞれ」を加える部分に限る。）、同⑴にただし書を加える改正規定、同号ロ⑶を同号ロ⑷とする改正規定、同号ロ⑵の改正規定、同号ロ⑵を同号ロ⑶とする改正規定、同号ロ⑴の次に次のように加える改正規定、附則第三条の三の改正規定及び附則第四条の規定（「同⑴ⅰ及びⅱ」を「同⑴ただし書、ⅰ及びⅱ」に改める部分に限る。）による改正後の職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則第二条の規定は、申請職業訓練を行おうとする者が平成二十六年四月一日以後に開始された認定職業訓練の実績を有する場合について適用する。

3　この省令による改正後の職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第十条及び第十二条の二の規定は、施行日以後に開始された認定職業訓練等（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則第十一条第一項に規定する認定職業訓練等をいう。以下この項において同じ。）を受ける特定求職者に係る職業訓練受講給付金（法第七条に規定する職業訓練受講給付金をいう。以下この項において同じ。）の支給について適用し、施行日前に開始された認定職業訓練等を受ける特定求職者に係る職業訓練受講給付金の支給については、なお従前の例による。

第三条　この省令の施行の際この省令による改正前の職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則様式第一号及び様式第三号（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、それぞれ新規則様式第一号及び様式第三号によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現に存する旧様式による書類については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○厚生労働省令第八十七号

雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第三十一条の規定を実施するため、雇用対策法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年四月一日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

雇用対策法施行規則の一部を改正する省令

雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　厚生労働大臣は、前項の指針を定める場合には、安定した雇用機会が不足している地域において安定した雇用機会が確保されるよう配慮するものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第八十八号

雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第十五条の規定に基づき、雇用対策法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年四月一日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

雇用対策法施行規則の一部を改正する省令

雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）の一部を次のように改正する。